

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（第4次）（案）について

男女共同参画課

1 計画の位置付け

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条第3項の規定に基づき、国の基本方針＊に即して策定する埼玉県の基本的な計画。
- 「埼玉県男女共同参画基本計画」の基本目標「女性に対するあらゆる暴力を根絶する」を目指すための計画として位置付ける。
- 県は、市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画。

2 計画の対象とする暴力

- 配偶者（事実婚、元配偶者を含む）からの暴力
- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力
　　<以上 配偶者暴力防止法の対象となる暴力>
- 上記に該当しない交際相手からの暴力
- ストーカー行為など特定の相手からの暴力

3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5か年

4 計画の目標

配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

* 国の基本方針

「配偶者からの暴力の防止お及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」

第1 1 基本的な考え方（後段から抜粋）

～国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが重要である。また、国民一人一人が、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、積極的に取り組んでいくことが必要である。

<計画の体系>

目標:配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

| 基本目標 | 施策の柱 | 施策の基本的な方向 |
|-------------------|------------------------|--|
| I 暴力を許さない社会づくりの推進 | 1 県民への意識啓発と地域における理解の促進 | ①DV防止に係る広報・意識啓発 ②人権啓発の推進 |
| | 2 暴力防止に向けた学校教育等の推進 | ①人権教育の推進 ②非行防止教室の開催 ③適切な性に関する指導の推進 ④教員等に対する研修 |
| | 3 若年者に対する予防啓発の推進 | ①データDV防止啓発の推進 <重点1> ②教員を対象としたデータDV防止指導の実施 |
| | 4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進 | ①DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発 ②教員、保育従事者への研修の実施（再掲） |
| | 1 早期発見のための取組強化 | ①医療関係者向けの広報・意識啓発 ②保健や福祉に関する業務を通じた被害者の発見の促進 ③民生委員・児童委員等への広報や研修の実施（再掲） |
| | 2 警察における被害防止活動の推進 | ①適切な対応策の助言と援助の実施 ②加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置 <重点2> ③加害者の更生のための働きかけの実施 ④再被害防止措置の実施 ⑤警察職員に対する研修の強化 |
| | 3 相談体制の充実 | ①婦人相談センターにおける相談・支援機能の強化 ②県男女共同参画推進センターにおける相談・支援機能の強化 ③県福祉事務所の相談・支援機能の強化 ④警察におけるDV被害者等の相談対応 ⑤市町村における相談機能等強化への支援 <重点3> ⑥民間団体における相談に対する支援 ⑦専門的な相談等への対応強化 ⑧若年者向けの相談体制等の充実 <重点4> |
| | 4 保護体制の充実 | ①一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実 <重点5> ②夜間・休日等の緊急保護体制の強化 ③民間シェルター等への支援（再掲） ④広域的な保護の実施 ⑤長期的な支援を要する被害者支援のあり方の検討 ⑥ステップハウスの整備等の検討 |
| | 5 外国人、障害者、高齢者への支援 | ①外国人への支援 ②障害者への支援 ③高齢者への支援 |
| | 6 関係機関の支援ネットワークの充実 | ①県域ネットワークの充実 ②地域ネットワークの構築 |
| | 7 被害者に関する個人情報の保護 | ①住民基本台帳制度等におけるDV被害者保護のための支援措置の周知と適切な運用 ②関係機関における個人情報の適切な管理 |
| | 8 職務関係者の配慮と資質の向上 | ①専門研修の充実 ②二次的被害の防止に向けた職務関係者研修の強化 ③地域別事例検討会の実施 ④DV相談ハンドブックの活用 |

| 基本目標 | 施策の柱 | 施策の基本的な方向 |
|--------------------------|-------------------|---|
| III 安心して生活再建するための自立支援の充実 | 1 住宅の確保に関する支援 | ①県営住宅の期限付入居制度等の実施 ②市町村営住宅における協力要請 ③民間住宅に対する働きかけ ④民間賃貸住宅への入居支援 ⑤住居確保給付金の支給 |
| | 2 心の回復に関する支援 | ①継続的な心のケアの実施体制の検討 ②サポートグループ等による自立支援の充実 ③DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施 〈重点6〉(再掲) ④民間団体による継続的自立支援(再掲) |
| | 3 就業に関する支援 | ①配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供 ②母子・父子福祉センターにおける就業支援 ③就業支援・職業訓練施策による支援 〈重点7〉 ④転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い(再掲) ⑤民間団体による継続的自立支援(再掲) |
| | 4 経済的な支援 | ①生活保護の実施責任の明確化と適切な保護の実施 ②子育てに関する経済的な支援 ③経済的支援制度に関する周知 ④国民健康保険に関する取扱いの保険者への周知 ⑤介護保険に関する取扱いの保険者への周知 |
| | 5 法的手続に関する支援 | ①法的手続に関する支援 |
| | 6 地域における支援協力者への支援 | ①民間団体等が地域で実施する集会への支援 ②民生委員・児童委員等への広報や研修の実施 (再掲) |
| | 7 継続した支援 | ①安定的な自立に向けての継続的支援 〈重点8〉 ②民間団体による継続的自立支援 〈重点9〉(再掲) |
| IV 子どもの安全確保と健やかな成長への支援 | 1 早期発見と安全確保 | ①虐待の早期発見・早期対応の推進 ②教員、保育従事者への研修の実施(再掲) ③被害者が同伴する子どもの一時保護 |
| | 2 心身の健やかな発達への支援 | ①DV被害者とその子どもに対する心のケアの実施 (再掲) ②子どもの心のケア対策の充実 ③被害者が同伴する子どもへの支援体制の充実 |
| | 3 保育・就学・学習支援 | ①転居先の保育所等の優先随時入所の取扱い(再掲) ②被害児童生徒に関する適切な情報管理・就学についての情報提供 ③一時保護施設における保育・学習支援の充実 〈重点10〉 |
| V 民間団体との連携・協働の推進 | 1 民間団体との連携・協働の推進 | ①民間団体との連携の推進 ②専門的知見の活用・事業の協働実施 ③民間団体及び支援者等の安全確保 |
| | 2 民間団体の育成・支援 | ①事業活動への支援 〈重点11〉 ②人材育成に関する支援 ③民間シェルター等への支援(再掲) |
| VI 施策の推進に必要な調査・研究 | 1 調査・研究の実施 | ①外国籍女性とその子どもへの支援のあり方や関係法制の研究 ②被害者とその子どもの心理的支援に関する調査研究 ③被害の実態と支援に関する分析調査 ④加害者対策の推進体制に関する研究 |